

公益財団法人日本障害者スキー連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	*JPS中長期計画（中長期計画第3版）を策定しています。 *JPS中長期計画をホームページに掲載しています。 公表箇所： https://jps-ski.com/about/articles_of_incorporation *2024年7月25日の理事会で意見を募り、意見を反映したものです。	1.JPS中長期計画（2020年～2030年） 2.2023年度第6回理事会議事録
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	*職員の採用に関しては、就業規則の中に採用方針を示しています。職員以外の人材の採用については、中長期計画の23ページの「人材採用と育成計画」に則り採用や育成を行っています。現状では専門委員会の外部役員割合は 7 0 %程です。 *「人材採用と育成計画」が掲載されている中長期計画をホームページに公表しています。 https://jps-ski.com/about/articles_of_incorporation *中長期計画の内容は、2024年7月25日の理事会で意見を募り、意見を反映させたものです。	1.JPS中長期計画 2.2023年度第6回理事会議事録 3.専門委員会役職者一覧 4.就業規則
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	*中長期計画20頁に基本方針として次の3点を明記して財政基盤強化に取り組んでいます。 1) スポンサー企業様からの協賛金の強化 2) 助成金のタイムリーな申請 3) 新規事業の創出 *当連盟においては会計年度ごとの詳細な活動計画を策定しています。当連盟の会計年度は8月1日から7月31日であり、新年度の開始までに年間の活動計画に基づき年度予算を作成しています。 *各計画に基づく方策の実施状況、目標の達成状況等について、定期的に理事会等で把握・分析し、目標等の修正、方策の改善を行っています。	1.JPS中長期計画 2.2023年度第6回理事会議事録 5.2023年度各本部・委員会事業計画・事業予算案 6.2024年度各本部・委員会事業計画・事業予算案
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	*現状67%は外部理事（競技実績者や当団体と緊密な関係にある者以外の理事）によって構成されていますので、外部理事の目標割合の設定は行っていませんでしたが、2024年12月26日の理事会で目標割合の設定を決議しました。 *女性理事は現在33%の構成割合です。公益後の適正な理事数の確保の中で、JPS中長期計画23頁に則り今後4年の間に 4 0 %の目標を達成出来るように2024年12月26日の理事会で目標設定・施行し役員で共有しています。	1.JPS中長期計画 2.2023年度第6回理事会議事録 7.役員名簿
5	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	*現状67%が外部評議員（競技実績者や当団体と緊密な関係にある者以外の評議員）ですので、外部評議員の目標割合の設定を行っていませんでした。2024年12月26日の理事会で目標割合設定を決議しました。 *女性評議員の目標割合については、公益後の適正な評議員数確保の中で40%を超える割合となるように2024年12月26日の理事会で目標割合を設定・施行しました。今年度が改選時期でしたが今後4年の間に目標割合を達成出来るように努めます。	7.役員名簿
6	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	*アスリート委員会（選手委員会）は設置済です。年 1 回以上選手委員会を開催しています。 *アルペン・ノルディック・スノーボードの各チームから委員を選出していますので、広く選手達の意見を拾いあげる運営の仕組み作りが出来ています。 *選手からの意見を組織運営に反映させるため、ウェア作成については毎年意見を求めてより良いウェア作成に意見を出してもらっています。JPCのアスリート委員会の出席や連盟の関係役員との交渉を行い選手の要望を運営会議・理事会へ提案しています。	8.専門委員会等規程 3.専門委員会役職者一覧 9.専門委員会委員一覧 10.選手委員会議事メモ
7	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現在、定款に定められた理事数（3名から35名）に対して3名の理事で運営しています。適正な人員数・規模で理事会を運営しています。理事会は年6回開催しました。	7.役員名簿
8	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	定款第 2 5 条に役員就任時の年齢制限を設けている。（7 5 歳未満）	11.定款
9	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	定款第 2 9 条に連続して 5 期 1 0 年を超えないように規定を設けている。1 0 年の期間に達した者の再任までの期間は任期 1 期分（2年）となっていたが、2025年10月14日に開催された定期評議員会任期 2 期分（4年）に改定した。 現在10年を超えて在任する理事はいない。	11.定款
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	
10	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員候補者選考委員会に関する規程は整備済みで、委員は幅広く意見を聞くことの出来る体制にしています。	12.役員候補者選考委員会規程
11	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	行動規範・コンプライアンス規程を整備しています。	13.行動規範 14.コンプライアンス規程
12	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款や専門委員会等規程、理事会運営規則、評議員会運営規則、就業規則、運営会議規程を整備しています。	11.定款 8.専門委員会等規程 4.就業規則 15.理事会運営規則 16.評議員会運営規則 17.運営会議規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
13	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ②法人の業務に関する規程を整備してい るか	法人の業務に関する規程として経理規程や法人カード取扱規程を整備しています。	18.経理規程 19.法人カード取扱規程
14	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を 整備しているか	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程を整備しています。謝金と旅費の支払いに関し ては諸謝金・旅費規程を整備しています。職員向けには就業規則を整備しています	20.役員及び評議員の報酬等並び に費用に関する規程 21.諸謝金・旅費規程 4.就業規則
15	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ④法人の財産に関する規程を整備してい るか	財産管理運用規程と経費承認規定を整備しています。これらの規程類に沿って費用の支払に際し ては、支払内容の詳細を委員長（チーム・財務・総務・普及等）が確認して支払いを承認し、事 務局長の2次承認を得てから支払い手続きを行うようにしています。担当者の判断だけでは手続き が出来ない体制です。また、財務規定により適切な内部統制が計られるように金額基準に基づく 経費の承認基準も設けて運用しています。	22.財産管理運用規程 23.経費承認規定
16	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備 しているか	財政基盤強化のために、当団体は、スポンサーシップとしてマーケティングプログラムを毎年策 定し、協賛企業の開拓と更新活動を行っています。（現在ゴールドパートナー3社 各チームオ フィシャルスポンサー18社 サポーター5社） 大規模大会には個別に協賛企業を募り大会運営の財政基盤強化を行っています。	24.2025ご協賛のお願い（セール スシート） 25.アルペンワールドカップ札幌 大会セールスシート
17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考 に関する規程その他選手の権利保護に関 する規程を整備すること	* 5 競技のチーム毎にIFのポイントやWC出場資格を基準に作成し、強化本部内でチーム間の基準 の公平化を行った後、強化指定選手選考基準（選手一覧を含む）を理事会で審議・承認した後 に、選考基準の内容と強化本部が選出した強化指定選手（A指定・B指定・C指定・W指定・次世 代育成・育成選手）の妥当性について理事会で審議・承認し、強化指定選手を認定しHPに公表し ています。 https://jps-ski.com/about/articles_of_incorporation * 強化指定選手規程や選手等不服申立規程を整備しています。	26. 2025年度強化指定選手選考 基準 26. 2025年度強化指定選手一覧 2.2024年度第6回理事会議事録 27.強化指定選手規程 28.選手等の不服申立規程
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に 関する規程を整備すること	現在大会における審判員は、国際大会の場合にはIFが指定する審判員を、国内大会では主には開 催するスキー場のスキークラブに依頼しています。基本的には選手とは関連性の無い審判員を確 保して行っており、これまで問題は発生していません。 現状は、審判員の手配については委託したスキークラブに一任しており、その選定には一切関与 していないので規程の整備は行っていません。（マテリアルチェックのみ当連盟で実施。審判で はなくルールの則っているかの判断のみをしている）	
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士へ の相談ルートを確認するなど、専門家に 日常的に相談や問い合わせをできる体制 を確認すること	* 当連盟の法務倫理委員長の弁護士に、事案があればすぐに相談できるように連絡ルートを作っ ています。 * 理事会や各本部、各委員会で連盟の活動内容や問題点の共有を行い、調査の必要性については 経験を有する役職者が判断し、法的な解釈が必要な場合には、弁護士資格を有する役職者が対応 出来る体制になっています。	3.専門委員会役職者一覧 29.中村法務倫理委員長プロ フィール
20	〔原則4〕 コンプライ アンス委員会を設置す べきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し 運営すること	* 法務・倫理委員会＝コンプライアンス委員会を設置済です。 * その職務は専門委員会等規程で定めています。委員会としての活動は事案ごとに行っていま す。 * コンプライアンス委員会に女性委員を配置しています。 * 年間計画作成のための年1回の開催の他、選手委員会やダイバーシティ委員会からの活動報告 のレビューのための委員会を開催しています。	8.専門委員会等規程 30.専門委員会体制図 31.法務倫理（コンプライアン ス）委員会議事メモ
21	〔原則4〕 コンプライ アンス委員会を設置す べきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員 に弁護士、公認会計士、学識経験者等の 有識者を配置すること	コンプライアンス委員会の委員長は弁護士です。必要に応じて委員長から、専門家の意見を求め られるようにしています。	3.専門委員会役職者一覧 29.中村法務倫理委員長プロ フィール
22	〔原則5〕 コンプライ アンス強化のための教 育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス 教育を実施すること	2023年7月には連盟主催で役職員も含め選手・スタッフ向けのコンプライアンス・ハラスメント 研修会を実施しました。 2023年7月には連盟主催で役職員・選手・スタッフに対して合同でダイバーシティ研修会を行い ました。 2024年12月12日に連盟主催で役職員・選手・スタッフに対してコンプライアンス・ダイバーシ ティ研修を実施しました。。	32.研修資料（コンプライアン ス・ハラスメント研修） 33.研修資料（ダイバーシティ研 修） 34.2024年ダイバーシティ・コン プライアンス研修資料
23	〔原則5〕 コンプライ アンス強化のための教 育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライ アンス教育を実施すること	①2023年7月に選手・指導者にも連盟主催のコンプライアンス・ハラスメント研修とダイバーシ ティ研修を実施しました。 ②2025年にJPCインテグリティ研修を各競技チームの選手・強化スタッフが受講しています。	32.研修資料（コンプライアン ス・ハラスメント研修） 33.研修資料（ダイバーシティ研 修） 35.インテグリティ研修案内
24	〔原則5〕 コンプライ アンス強化のための教 育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教 育を実施すること	当連盟では審判員を管理・教育する立場ではないので研修は行っていません。	
25	〔原則6〕 法務、会計 等の体制を構築すべ きである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサ ポートを日常的に受けることができる体 制を構築すること	当連盟においては、大手弁護士事務所の弁護士を法務の専門家として法務倫理委員長に迎えて、 コンプライアンス委員会をサポートしている。また、税理士を顧問に迎えて毎月の会計処理をレ ビューする体制を構築している。さらに、総務・財務委員長として大手会計事務所で長年CFOを 務めた方を配置している。	3.専門委員会役職者一覧（中村 弁護士・鈴木久三郎さん） 29.中村法務倫理委員長プロ フィール 36.税理士に関する情報資料

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
26	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	*財産管理運用規程と経費承認規定を整備した上で、【25】で説明した体制で適切な処理を行っています。 *監事が会計年度終了後に毎年、会計と業務についての監査を実施しています。2024年度からは、監事を3名の体制にして、法人運営・コンプライアンス・会計経理をそれぞれ専門の立場で監査出来るようにしました。 また、JSC助成金事業については毎年JSCによる事業内容についての実態調査を受けています。 *各事業年度において監査報告書を作成している。	7.役員名簿 22.財産管理運用規程 23.経費承認規定 37.スポーツ振興事業助成金事業の実態調査について（通知） 38.監査報告書 39.監事のプロフィール
27	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	当連盟においては、上記体制に加えて国庫補助金の適正な利用に関して詳しい事務局長および事務局員を配し、適正な使用のために求められている法令、ガイドライン等を遵守しています。費用の支払に際しては、支払内容の詳細を委員長（チーム・財務・総務・普及等）が確認して支払いを承認し、事務局長の2次承認を得てから支払い手続きを行うようにしています。担当者の判断だけでは手続きが出来ない体制です。また、経費承認規定を作成し適切な内部統制が計られるように金額基準に基づく経費の承認基準も設けて運用されています。	40.日本障害者スキー連盟組織図 41.支払申請書 23.経費承認規定
28	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	財務諸表をホームページに掲載しています。 https://jps-ski.com/wp-content/uploads/2024/10/5d4ea908a14123fe8723b925b813f627.pdf	42.連盟のホームページの該当箇所（財務諸表） https://jps-ski.com/about/articles_of_incorporation
29	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	強化指定選手選考基準は、理事会の承認を受けています。強化指定選手規程で基準策定のプロセスを規定しています。 理事会で承認された強化指定選手・強化指定選手選考基準や強化指定選手規程は、ホームページに公開しています。 https://jps-ski.com/about/articles_of_incorporation	20. 2025年度強化指定選手選考基準 43.HP選手紹介画面 44.強化指定選手規程
30	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの遵守状況に関する情報はホームページ上に自己説明を開示しています。 https://jps-ski.com/about/articles_of_incorporation	45.ホームページ上の該当箇所（自己説明）
31	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	利益相反については、利益相反禁止運用規程において定めています。契約に際して利益相反に該当するような案件については、理事会で審議することにしています。相見積出来る事案については、基本2社から見積書を入手してから発注を行うことにしています。	46.利益相反禁止運用規程 23.経費承認規定
32	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反禁止運用規程を整備しています。	46.利益相反禁止運用規程
33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	* 通報制度運用規程を整備しています。ホームページ上に規程を公開しています。 https://jps-ski.com/about/articles_of_incorporation * コンプライアンス研修において報告用のホットラインについて役職者・選手・スタッフに制度の説明を行い、通報が正当な行為として評価されることを意識付けしました。 * 通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課しています。また、通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについての情報管理を徹底しています。通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことは規程で禁止しています。	47.通報制度運用規程
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	法務倫理委員会において弁護士である委員長が事案に応じて、有識者を交えた対応の体制で通報制度を運用しています。	47.通報制度運用規程
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	懲罰規程を整備しています。 (1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を規程で定めています。 (2) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続は、コンプライアンス・ハラスメント研修にて周知しました。ホームページ上に規程を公開しました。 https://jps-ski.com/about/articles_of_incorporation (3) 処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを規程に定めています。 (4) 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程に定めています。	48.懲罰規程
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	規程の中で、法務倫理委員会の調査により処分は理事会で決定することになっています。法務倫理委員会の委員長・副委員長は、強化や普及の現場から離れた中立的な立場で処分審査を行います。また、委員長は弁護士であり処分審査の専門性を有してます。事案に応じて第3者に調査を依頼することも規程に明記されています。	48.懲罰規程
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	選手等の不服申立規程で定めています。またこの規程はホームページに掲載しています。 https://jps-ski.com/about/articles_of_incorporation	49.選手等の不服申立規程 50.ホームページの該当箇所

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
38	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	選手等の不服申立規程に基づき、スポーツ仲裁機構の仲裁を利用し解決を図ることを定めています。今まで対象となった事案はありません。 また、懲罰規程第10条⑦に処分の通知内容として不服申立手続きの内容及び期限を記載することとなっており、第13条に以下のように規定しました。 (JSAA に対する調停又は仲裁の申立て) 第13 条 処分対象者は、自らが受けた処分決定に不服がある場合、JSAA に対し、調停又は仲裁の申立てをすることができる。 2 前項の調停又は仲裁の申立てについては、JSAA が定める「特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則」又は「スポーツ仲裁規則」に従う。 これらの規程はホームページに掲載しています。https://jps-ski.com/about/articles_of_incorporation	48.懲罰規程 49.選手等の不服申立規程
39	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	①危機管理マニュアルに沿って、連盟内に危機管理体制を構築しています。 ②危機管理マニュアルを策定しています。 ③危機管理マニュアルには不祥事に関する一連の流れを含んでいます。 ④危機管理マニュアルには第三者委員会の設置を含んでいます。	50.危機管理マニュアル
40	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	2023年1月にハラスメント行為が発生しました。当連盟への報告があった後、法務倫理委員会にて外部弁護士を交えた調査体制を構築し、事実調査および被害者からのヒアリング並びに医師による面談・ケアを実施致しました。調査結果と処分内容は、2月中に上部団体へ報告を行いました。また、再発防止策として、外部スタッフの採用プロセスを明確化、合宿等事業中の飲酒ルールの見直し、ハラスメント再発防止策の策定、ならびにハラスメント研修の強化を実施しております。	51.委員・スタッフの推薦・選任について 52.スタッフ推薦状 53.飲酒に関するガイドライン 54.ハラスメント再発防止策 55.不祥事対応報告書 56.調査委員会名簿
41	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	法務倫理委員会の委員長に弁護士をアサインし、不祥事対応には当該委員長の他に外部弁護士をアサインして調査委員会を構成しております。また、不祥事の内容により会計士や学識経験者のアドバイスを受けることができる準備を整えています。	3.専門委員会役職者一覧
42	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	当連盟には地方組織がないことから、本審査項目は適用されません。	
43	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	当連盟には地方組織がないことから、本審査項目は適用されません。	